

民主党の単独による比例定数45削減等関連法案提出に抗議する声明

民主党は6月18日、衆院議員定数を45削減し連用制を一部導入する関連法案を衆院に単独提出した。議員定数に関わる法案を与党第一党のみで国会に提出することは異例である。そして、本日、同法案は、民主党のみの賛成で、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（倫選特委員会）に付託された。国会では、昨年10月に衆議院の選挙制度に関する「各党協議会」が設置され、その中で、各党から小選挙区制の弊害が指摘され、民主党を除くすべての政党が抜本改革を求めてきた。そして、民意を反映する選挙制度を実現しようとする通称「中選挙区議員連盟」に200名ほどの議員が参加する状況も生まれている。この中で、同法案は、同日国会内で開催された衆院選挙制度改革に関する幹事長・書記局長会談で協議された結果、野党の賛成が得られなかったものである。にもかかわらず、民主党が、同法案を国会に提出し、同党単独で倫選特委員会に付託した一連の行為は、暴挙以外のなにものでもない。

同法案は、比例区を40議席、小選挙区を5議席削減して全議席を435議席とし（比例140、小選挙区295）、比例部分に一部連用制を導入するというものである。比例定数を大幅に削減することで、第一党が4割の得票で7割の議席獲得が可能となる小選挙区の比重がさらに増大し、民意がいつそう歪曲される。また、連用制の導入は、公明・共産・社民など中小政党の議席を多少増加させるものの、到底、得票率に見合ったものではなく、民意の歪曲は抜本的に解消されず、真に民意の反映を図る制度とはいえない。そもそも、連用制は、小選挙区で得票率が高い政党に対する比例区での投票価値を極端に低下させる点で法の下での平等に反し憲法違反のおそれがある。さらに、小選挙区の「0増5減」は、最高裁が違憲とした「一人別枠方式」を根本的に解決せず、定数格差の是正も小手先のもので最高裁の批判に全く応えていない法案である。しかも、同法案は、新政党の参入要件として28人以上の候補者の擁立を求め、議席獲得に1%以上の得票を求める、いわゆる阻止条項を盛り込むなど、小政党を排除するものとなっている。同法案は、むしろ民意の反映を求める国民の声に逆行するものにほかならない。

今、震災復興や原発問題、更には長引く不況の下で生活苦が増大する中で、国民の政治不信は増大している。民主党は、こうした国民の政治不信を逆手にとり、国会議員自ら「身を切る」などとして、衆議院議員定数削減を行おうとしている。しかし、衆議院の比例定数を大幅に削減すれば、国民の声がますます政治に反映しなくなり、政治不信はいつそう進行する。「身を切る」のであれば、年間320億円にも及ぶ政党助成金や議員の歳費こそ削るべきである。

民主党は、公明党などが求める連用制を一部導入するなどして各党を取り込む構えである。しかし、国民が望んでいるのは、民意を歪曲する小選挙区制の廃止であり、民意を反映する選挙制度への抜本的な改革であって、比例定数の大幅削減ではない。

自由法曹団は、民主党が、単独で衆議院比例定数45削減案を提出し、倫選特委員会に付託したことに強く抗議するとともに同法案の成立を阻止し、引き続き、衆議院の比例定数削減阻止、小選挙区制廃止、民意を反映する選挙制度を実現のために、全力をあげて取り組むものである。

2012年6月26日

自由法曹団
団長 篠原義仁